

大ト協第17号  
令和3年4月

会 員 殿

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓史

## 準中型免許取得助成制度について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、事業者のみなさまにおかれましては、高等学校新卒者をはじめとする若年労働者の確保に苦慮されていることと存じます。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、当協会では新たに採用した若年ドライバー（概ね32歳まで）に準中型免許を取得させた際に公安委員会指定教習所等での費用を助成する制度を実施いたします。

つきましては、同制度をご利用希望の事業者のみなさまは、下記要領によりお手続きくださいますよう、ご案内申し上げます。

なお、予算枠に限りがございますので、助成限度枠に達した時点でお申し込みを締め切らせていただきます。予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

### 記

1. 募集期間 **令和3年4月1日（木）～令和4年2月28日（月）**  
**※ただし、お申し込みが助成限度枠に達した時点で締め切らせていただきます。**  
(終了の際は大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内)
2. 助成額 準中型免許の新規取得（普通免許取得後の取得を含む）  
：40,000円を上限  
5トン限定準中型免許の限定解除：25,000円を上限  
なお、多くの方に広く制度を利用していただくために、**1事業者につき上限額は200,000円**とします。  
**ただし、ドライバーが個人で準中型免許取得費用を支払った場合は助成金を交付しません。**

3. 交付対象 全ト協の交付要件として下記①～⑥のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象といたします。

- ①当該**会員**事業者が、令和2年(2020年)4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ②当該運転者は、平成元年(1989年)6月2日以降生まれであること。
- ③当該運転者が、令和2年(2020年)4月1日以降に公安委員指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得し、その**費用の全額を当該事業者が負担していること**。
- ④当該運転者が、助成金申請時に大阪府下当該事業者に在籍し、運転者として従事していること。
- ⑤当該運転者が、社会保険および雇用保険に加入していること。
- ⑥当該運転者が、国、地方自治体及びその他団体等が実施する助成制度等により、準中型免許取得に係る助成金を交付されていないこと。

**※高等学校新卒者等で、当該会員事業者入社前の在学中(令和2年度中)に、上記準中型免許を取得した場合も対象とします。**

4. 申込方法 (郵送可) 希望者(事業者)は準中型免許取得、限定解除後に、「準中型免許取得助成申請書」とともに、下記の①～④の添付書類を添えて申請を行ってください。

- ①公安委員会指定自動車教習所等に、支払った費用の領収証の写し
- ②従業員として雇用していることを確認するもの  
(健康保険証の写し・雇用保険被保険者証の写し等、公の書類)
- ③運転免許証の写し (**限定解除は両面**をお願いします)
- ④在籍していることを確認するもの (いずれかで可)  
(運転日報・点呼簿・運転者台帳・賃金台帳の写し)

5. 申請ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2  
(一社)大阪府トラック協会 交通・環境部 宛  
お問い合わせ電話番号(06)6965-4033